

北陸圏広域地方計画に係る 「市町村計画提案」について

－ 目 次 －

計画に対する市町村計画提案…………… 1

令和8年5月
北陸圏広域地方計画推進室

計画に対する市町村計画提案

○ 国土形成計画法に基づく市町村計画提案について

➤ 国土形成計画法では、広域地方計画協議会の構成員ではない政令市を除く市町村に対し、同計画で定める施策の効果を一層高めるために必要な提案を行うことができる制度を設けている。

■ 国土形成計画法(抜粋)

(広域地方計画に係る提案等)

第十一条 広域地方計画区域内の市町村(協議会の構成員である市町村を除く。)は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、都府県を経由して、当該市町村の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る広域地方計画の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。第四項において同じ。)をする必要があるかどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。)をしようとする場合において、第九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により協議会における協議を経ようとするときは、当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

■ 新たな広域地方計画に係る計画提案(市町村長宛て依頼)

国 国 計 第 57 号
令和 7 年 10 月 24 日

関係各市町村長 殿

国土交通省国土政策局長
(公 印 省 略)

新たな広域地方計画に係る計画提案について

日頃より、国土交通行政の推進につきまして格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、広域地方計画につきましては、令和 5 年 7 月に閣議決定された第三次国土形成計画(全国計画)を基本とする新たな計画の策定に向けて、全国 8 つの広域ブロックごとに、国の出先機関、地方公共団体(都道府県・政令市)、経済団体等から構成される広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)において、検討が進められているところです。

新たな広域地方計画の策定に際しては、地域の実情に即した計画内容の充実を図っていくため、貴市町村から国土形成計画法(昭和 25 年法律第 205 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項に基づく計画提案を行っていただきたいと考えております。

つきましては、下記を踏まえてご対応いただけますよう、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 計画提案の趣旨
協議会の構成員でない市町村におかれましては、法第 11 条第 1 項に基づき、広域地方計画で定める施策の効果を一層高めるために、計画に対して提案することができます。

新たな広域地方計画については、現在、協議会において検討が進められており、この度、中間とりまとめ(案)が公表されました。今後、国土交通大臣の決定に先立ち、協議会において協議される計画原案については、中間とりまとめ(案)に必要な追加・修正を行うことにより作成されますので、この点も踏まえて、中間とりまとめ(案)を参考の上、計画に記載すべき文章案をご提案ください。

2. 提案の主体
法第 11 条第 1 項に基づき、各広域地方計画区域内の市町村から、単独又は共同による計画提案を受け付けます。

【提出期限】令和 7 年 11 月 25 日(火) 12:00 まで

余くこととされ
構成員となって
内における第 2
要な」広域地方
方計画区域にお
形成に関する目
他から必要と認
別公共事業の実
成資源の強みを
ームレスな拠点
共される「地域
が有機的に連携
ます。
ml
たします。
検討にあたり、
関連する全ての
上げます。
土交通大臣に提
1)に以下の事
してください。

本、別途、
の両方へ電子
広域地方計
めます。
お問い合わせ

計画に対する市町村計画提案

○ 計画に対する市町村計画提案

国土形成計画法に基づき令和7年10月～11月に実施した、北陸圏管内の市町村からの広域地方計画の策定又は変更に関わる提案を計画に反映

■ 北陸圏管内の市町村からの計画への提案 → 1件のご提案

○ 福井県敦賀市からいただいたご提案

〔圏域をまたぐ防災・物流道路網等の整備促進〕

- 敦賀市は、北陸圏と関西・中京圏をつなぐ結節点に位置しており、韓国や北海道、九州にも航路を持つ敦賀港を有している。また、北陸新幹線の当面の間の終着点となっており、道路・港湾・鉄道といった交通網が結節する日本海側の国土軸の要衝である。
- 敦賀市の交通結節点の機能を強化することは、北陸圏と他の圏域との連携を強化することにつながる。
- このため、敦賀市では、重要物流道路でもある『国道8号の防災事業』及び『国道161号の除雪拡幅事業』の早期完成・未事業区間の早期事業化、『舞鶴若狭自動車道の全線4車線化』、『特定利用港湾の指定を踏まえた敦賀港の機能強化』などを求めてきており、さらに新たなルートとして『敦賀－高島連絡道路の整備促進』を求めると、北陸と関西・中京、日本海側と太平洋側等をつなぐ交通網の多重化・強靱化を図り、更なる国土の発展や災害時の安全安心などに貢献することを期待している。

■ 提案に対する回答

敦賀市からのご提案については、「第4部 第3章 第1節 1. 国土軸・連携軸の結節機能の強化 (1)道路・鉄道・港湾・空港と産業活動が連携した物流機能の強化」に趣旨を反映します。

なお、個別具体の例示については、代表的なものを記載することとしています。



■ 反映箇所 【PJ8】日本海側の中枢圏域形成プロジェクト(p67)

赤字: 計画に反映(追記)した箇所

計画素案(案)

あわせて、富山外郭環状道路、高岡環状道路、金沢外環状道路及び福井港丸岡インター連絡道路等の幹線道路・臨港道路の整備のほか、鉄道貨物の更なる活用、敦賀港等における港湾機能施設整備事業及びモーダルシフト促進事業等、港湾・空港と高規格道路等の国土幹線道路ネットワーク相互のアクセス向上による交通モード間の連携強化により、最適なモーダルコンビネーションの実現を推進する。さらに、日本海側と太平洋側等をつなぐ交通網の強靱化を図り、更なる国土の発展及び災害時の安全・安心を確保する。